

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」等の概要について

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令の改正  
適格都道府県センターの認定に係る申請書の経由に関する事務を方面公安委員会が行う事務から除くこととする。
- 2 改正法の一部の施行期日を定める政令  
改正法の一部(適格都道府県センター関係部分)の施行日は、平成25年1月30日とする。
- 3 その他の法令の整備  
国家公安委員会規則(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等)、内閣府令(警察法施行規則)、国家公安委員会告示(不当要求情報管理機関登録規程)について、改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。